

国立市緑の基本計画

－生き物と共に暮らせるまち・くにたち－

2003 ▶▶ 2022

〈概要版〉



1 緑の基本計画について

「緑」とは

国立市緑の基本計画は、「緑」という言葉を植物や植物が生育する樹林地、農地、河川、水路、住宅地の生垣等とともに、そこに生息する動物を含め、「緑」と呼んでいます。

緑の役割

①地域の個性を伝える緑

地域の緑は、環境や歴史の情報が生きた形で保存されてきています。

②生態系を引き継ぐ緑

一度、壊された自然環境を再現することは困難です。今日まで受け継がれてきた緑は、地域の最も貴重な財産です。

③豊かな生活を支える緑

緑は豊かな市民生活を支え、様々な生き物が生育・生息できる環境を形成することができます。

緑の基本計画の目的

都市の利便性や効率性、快適性に加え、地域の自然と歴史に基づいた都市のあり方を示し、その実現に向けた目標や手法を示すことを目的としています。

計画の基本的な考え方

①個性を育む緑のまちづくり

国立らしい自然や文化、環境を緑の保全や再生を通し、次世代に継承していくまちづくりを進めていきます。

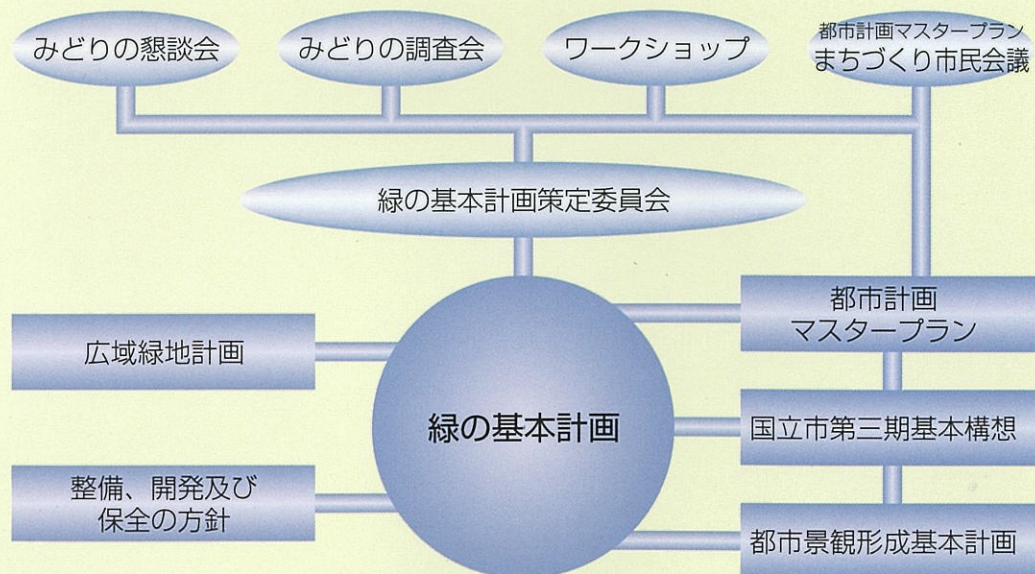
②生物の生息環境を重視した緑のまちづくり

「生物の生息環境」の維持、再生、創出を骨格とし、多様な生物と共生できる緑のまちづくりを進めていきます。

③市民との協働による緑のまちづくり

市民と行政によるパートナーシップを構築し、計画を推進することを前提とします。

計画の位置づけ



計画期間

本計画は、平成15（2003）年度から平成34（2022）年度までの20年間を計画期間とします。また、今後の社会情勢変化や市民ニーズの変化等に対応するため、5年ごとに計画の再検討を行い、必要に応じて見直しを図っていきます。

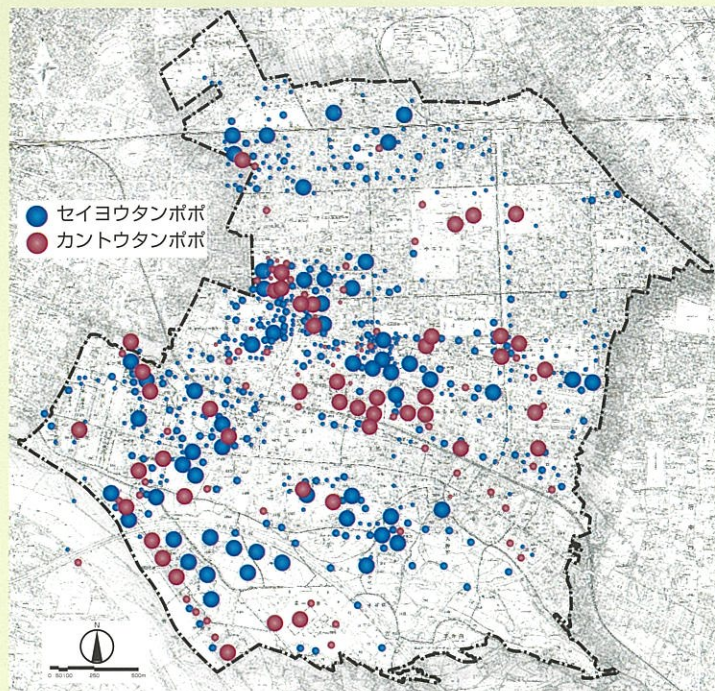
自然環境の維持・向上

多様な生物の生息地となる青柳崖線樹林地や多摩川、一橋大学の樹林地、矢川、農地、用水路などを重点的に保全する必要があります。また、これらの多様なビオトープを生物が行き来できるよう、エコロジカルネットワークの形成を推進する必要があります。

都市景観の維持・向上

南部地域を中心に広がる水田と一体的に存在する用水路やハケがセットになった里山景観の保全を重点的に進める必要があります。

また、市のイメージを確立する大学通りやさくら通り、一橋大学の樹林を保全・育成し、良好な住環境の形成を推進する必要があります。



タンポポ調査図



桜守活動の風景

市民参加による緑の維持・管理

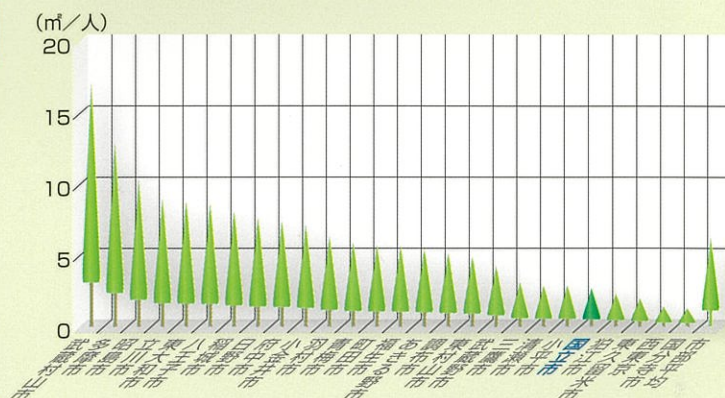
質の高い自然を維持していくために、市民との協働による緑の維持・管理活動を推進する必要があります。

利用できる緑地の確保

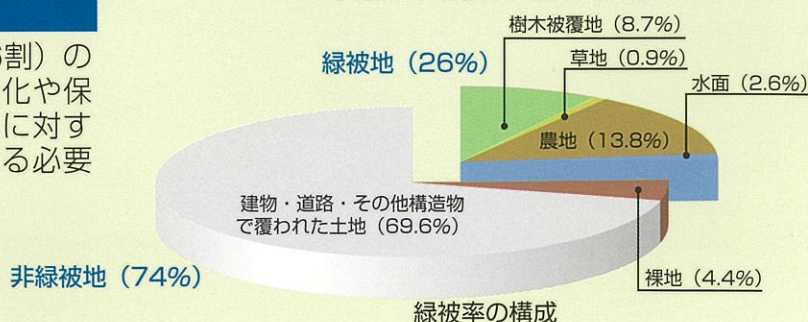
全市的に公園緑地が不足している傾向にあり、生物の生息・生育拠点や自然環境学習の場、市民のレクリエーション活動の場等として機能する緑地を確保することは重要です。そのため、既存の一橋大学をはじめとする多くの学校や雑木林、屋敷林等を有効活用する必要があります。

民有地の緑の保全と緑化

市域の大部分を占める民有地（市域の約6割）の緑を保全・創出するために、接道部の生垣化や保存樹木の指定等を推進するとともに、緑化に対する理解や意識を高めるための施策を推進する必要があります。



一人当たり公園緑地面積の比較



3 計画の理念と目標

計画テーマと3つのまちづくり

緑のまちづくりは、『生き物と共に暮らせるまち・くにたち』をテーマとし、以下の3つのまちづくりを推進します。

自然が豊かなまちづくり

- 青柳崖線や一橋大学等の樹林地、多摩川等の水辺、農地の保全
- 動植物の生息・生育空間の確保のための緑の質の維持・向上
- エコロジカルネットワークの形成による自然環境の向上

緑と文化を育むまちづくり

- 社寺境内地や屋敷林等の保全・活用による人と緑の交流の増進
- 市民と行政のパートナーシップによる緑の保全・創出
- 緑地空間を活用した環境学習の推進

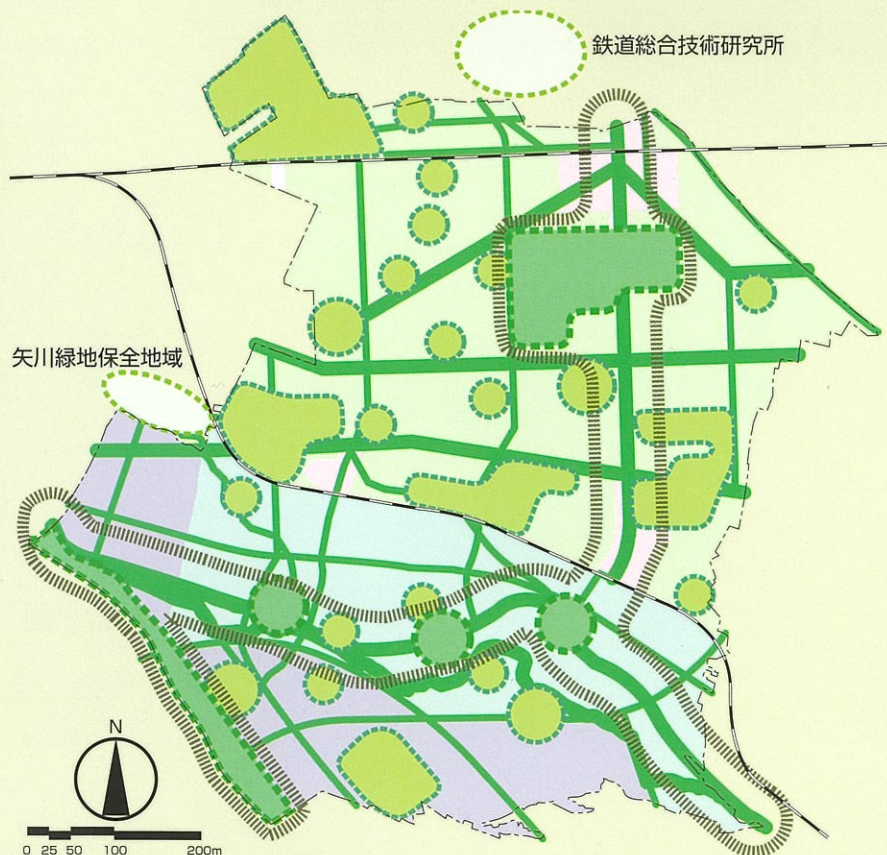
生き物と共に暮らせるまち・くにたち

美しさと安らぎをおぼえるまちづくり

- 大学通りや田園風景の維持・向上
- 防災機能の向上や公園緑地のバリアフリー化、身近なレクリエーション空間の確保

目指すべき緑の将来像と目標

広域的な緑の連続性や生物と共生するまちを形成するために、以下の緑の将来像及び目標の実現を目指します。



目標1 市域24%に相当する緑地を確保します。

目標2 都市公園等を市民一人当たり10㎡整備します。

目標3 緑の質を維持・向上します。

目標4 緑被率を35%に高めます。

目標5 自然と市民の交流機会を増大します。

	骨格となる緑	広域的な緑のネットワークを形成する自然環境軸		緑のネットワーク	中核となる緑と拠点となる緑を結び、道路や用水路、崖線等の連続的な緑		自然と共生する住宅地	屋敷林や崖線樹林地、畑、水田、用水路と一体的で、自然豊かな住宅地
	中核となる緑	環境を支える大規模で質の高い緑地		市域に隣接する緑	市域と一体的な環境を形成する緑		緑豊かな商業地	まちの顔となり、賑わいや交流の場となる緑豊かな商業地
	拠点となる緑	公園、学校や公共施設等と一体的な地域の中心的な緑		緑に囲まれた美しい住宅地	雑木林、庭や生垣の緑等により、潤いのある暮らしを支える住宅地		環境と調和する工業地	環境負荷が少なく、自然や田園風景と調和する工業地

4 緑のまちづくり方針と計画

緑のまちづくり方針

緑の将来像の実現に向け、5つの緑のまちづくり方針を設定します。

1 多様な生態系の保全・創出

自然と共生する都市づくりに向け、既存の自然環境の維持・向上に寄与するエコロジカルネットワークの形成を図ります。

2 ヒートアイランド現象等の都市気象の緩和

市街地において、緑地の減少などに起因し、局地的な島状の高温帯が発生する現象（ヒートアイランド現象）の防止に向けた緑地を確保します。

3 多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場

健康で活発な市民生活を支援するため、多様なニーズに応じたレクリエーション活動の場を確保するとともに、多様な知識の向上やボランティア活動に寄与する緑地を確保します。

4 安全で安心して暮らせる市街地の形成

災害時において、市民の安全性を高める避難地あるいは避難路に資する緑地、被害の拡大を抑制する延焼遮断機能を向上する緑地を確保します。

5 美しく風格が感じられる都市景観の形成

市の魅力を高めるために、多摩川やハケ、水田などの自然景観、緑豊かな市街地景観の維持・向上に資する緑地を確保します。

緑のまちづくり計画

5つの方針の展開に向け、「緑の保全・育成」、「緑の復元・再生」、「緑の創出・向上」を推進します。

計画内容

対象となる主要な緑地

緑の保全・育成

- 現在残されている樹林地や水辺、農地を自然に配慮した公園緑地として整備することや地域制緑地の指定により担保性を高めます。
- 緑地空間の保全に加え、生物の生息・生育等の維持及び向上を図るため、市民とともに緑地の維持・管理を展開していきます。
- 市民の自然環境意識を向上するため、貴重な自然空間を環境学習や体験の場として活用することを進めます。

一橋大学／郵政研修所内樹林地／桐朋学園ミヤバヤシ／大学通り／さくら通り／矢川／青柳崖線樹林地／谷保天満宮／城山／南養寺／滝乃川学園／府中用水／本宿用水／農地／多摩川／住宅地内の雑木林・屋敷林

緑の復元・再生

- エコロジカルネットワークの形成に留意し、住宅団地や大規模な公共施設等において、雑木林の復元等による自然環境を再生します。
- 青柳崖線をはじめとする崖線樹林地の連続性を復元します。
- 甲州街道沿道の屋敷林と農地が一体となった風景を維持・再生します。

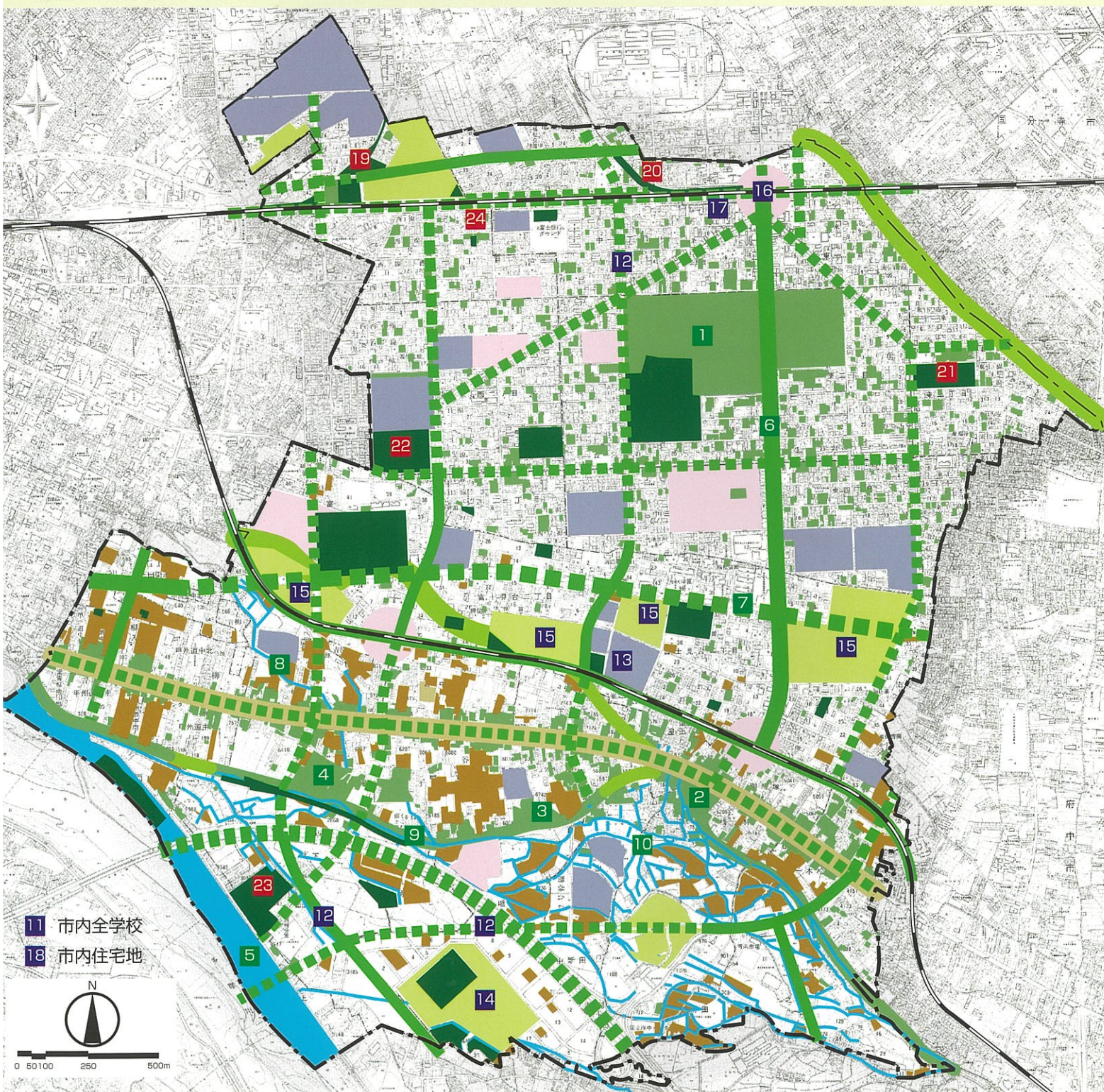
集合住宅／北多摩2号処理場／国立府中インターチェンジ／国分寺崖線／立川崖線／青柳崖線（市街地部）／甲州街道沿道市街地

緑の創出・向上

- 市民のレクリエーション活動や生物の生息拠点等を確保するため、公園緑地の整備や既存施設の有効活用を推進します。
- 都市環境の向上等に向け、公共施設や民有地の緑化を推進します。
- 都市景観の向上やレクリエーションネットワーク、エコロジカルネットワークを形成するため、道路の緑化や歩行空間の整備を推進します。

公園緑地／未供用の都市計画道路／学校／市役所等の公共施設／住宅地／商業地／業務地

下図に示す場所や手法により、緑のまちづくり計画の具体化を図っていきます。また、緑化重点地区は、市域全域を設定します。



緑の保全・育成

樹林地の保全・育成

水辺の保全・育成

農地の保全・育成

道路等の緑の保全・育成

緑の復元・再生

自然環境の復元・再生

崖線樹林地の復元・再生

伝統的風景の復元・再生

緑の創出・向上

公園緑地の整備

公共施設の緑化

民有地の緑化
(主な施設や地区のみ図化しています)

道路及び沿道の緑化

緑化重点地区

緑化重点地区

1~10 重要な緑地の確保

11~18 緑被率の向上

19~24 公園緑地の整備

今後、重点的に実施する緑化重点事業の対象となる緑地及び内容を以下に示します。



1 一橋大学

- ・北部地域の自然環境を支える基盤として、樹林地の永続的な保全及び育成を推進します。
- ・レクリエーション活動、避難地など多様な緑地機能を持つ国立中央公園の整備を推進します。



2 谷保天満宮一帯

- ・社叢林が有する景観や崖線樹林地、水辺が形成する自然環境の保全及び育成を推進します。
- ・歴史や自然とのふれあい空間として、活用を推進します。



3 城山一帯

- ・樹林地、用水、湧水、水田の一体的な自然空間の保全及び育成を推進します。
- ・市民の自然環境保全活動拠点や歴史とのふれあいの場として活用を推進します。



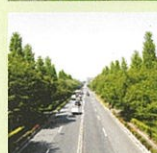
4 滝乃川学園一帯

- ・樹林地、用水、湧水、水田が形成する一体的な自然環境の保全及び育成を推進します。
- ・自然と共生するまちづくりを推進します。



5 多摩川

- ・水域及び広大な草地在形成する自然空間の一体的な保全及び育成を推進します。
- ・市民のレクリエーション活動の場、自然とのふれあいの場として活用を推進します。



6 大学通り

- ・生物の骨格的な回廊、市を代表する風格ある都市景観の保全及び育成を推進します。



7 さくら通り

- ・生物の骨格的な回廊形成や緑豊かな道路景観を保全及び育成します。
- ・都市計画道路整備の推進等と併せ、連続性があり、質の高いエコロジカルネットワークを形成します。



8 矢川

- ・矢川緑地保全地域と滝乃川学園を結ぶ回廊として、水域及び生態系の保全及び育成を推進します。
- ・屋敷林と一体的な保全を図るとともに、市民が近づくことのできる水辺空間として活用します。



9 青柳崖線樹林地

- ・連続的な崖線樹林地と小河川、用水路、農地が一体となった自然空間として保全及び育成します。



10 府中用水

- ・多様な生物の生息地、生物の回廊として水域及び水田と一体的な自然環境の保全及び育成を推進します。
- ・市民の自然観察や学習の場として活用します。



11 学校

- ・生物の生息拠点あるいは回廊となり、地域景観のシンボルや災害時の避難空間等となる緑地を形成します。



12 都市計画道路(3・4・10、3・3・2、3・3・15)

- ・都市計画道路整備と併せ、自然性に配慮した緑化を推進します。
- ・沿道部で市街地が形成される場合には、緑豊かなまちなみ形成を誘導します。



13 市役所一帯

- ・自然性に配慮した緑化を推進します。
- ・市役所、市民総合体育館、第五小学校、谷保第四公園等を一体的に、地域の景観向上や緑化推進拠点となる緑地空間の形成を進めます。



14 北多摩2号処理場

- ・生物の生息拠点となるように、自然性に配慮した緑化を推進します。
- ・環境と共生するまちづくりのシンボル拠点及びスポーツ活動の場として活用します。



15 集合住宅(富士見台団地、都営矢川北団地)

- ・生物の生息拠点や回廊となるように、既存樹林の保全とともに、建替に併せた自然環境及び住環境の向上を目指します。



16 国立駅前広場

- ・駅舎の保存と一体的に、国立の玄関口としてふさわしい景観形成を推進します。
- ・駅前における環境共生空間の形成を推進します。



17 国立駅南口駐車場等施設

- ・駅前の都市景観の向上や都市気象の緩和を図る緑化を推進します。
- ・賑わいのある空間形成を図るとともに、安全な歩行空間の確保を推進します。



18 低層住宅地

- ・生物の回廊として機能するように、雑木林や屋敷林の保全を推進します。また、より高密度なエコロジカルネットワークの形成に向け、緑化を推進します。



19 北第一公園

- ・生物の生息拠点とするため、自然環境に配慮した公園整備を推進します。
- ・既存のレクリエーション機能等を高めるため、公園面積の拡大を推進します。



20 (仮) 鉄道敷跡地公園

- ・鉄道総合技術研究所の樹林と市街地中心部を結ぶ生態的な回廊として位置づけ、連続性の高い緑地空間を形成します。



21 東公園

- ・生物の生息拠点とするため、自然環境の保全及び再生に配慮した公園整備を推進します。
- ・既存の機能に配慮し、地域住民のレクリエーション活動の場等となる公園整備を推進します。



22 (仮) 郵政公園

- ・学校施設の緑化や二次林の保全と併せ、一体的な生物の生息拠点となる公園整備を推進します。
- ・既存の機能に配慮し、地域住民のレクリエーション活動の場等となる公園整備を推進します。



23 (仮) 清化園跡地公園

- ・清化園跡地を活用し、隣接する多摩川と一体的で、自然性の高い公園整備を推進します。
- ・安全に自然や自然体験が楽しめるレクリエーション施設として整備を推進します。



24 (仮) 西一丁目緑地

- ・生育する植物を保全するとともに、井戸の活用を視野に入れた公園緑地の整備を推進します。
- ・地域住民の活動を通じた自然体験や観察等の場とします。

緑の 保全・育成

1 骨格的な緑の保全

緑の骨格を形成するまとまりのある緑や連続性の高い緑を、地域制緑地の指定や公園緑地として整備し、担保していきます。

2 まちなかの緑の保全

市街地内に分布する屋敷林や雑木林、大木などを保全するために、保存樹林等の指定を推進します。

3 農地の保全

生産緑地地区の指定を推進し、拡充を図るとともに、生産緑地制度を補完する農地の保全策を講じていきます。

4 緑の維持管理に向けた支援

緑地所有者が適正に緑地を維持管理していけるように、多様な側面から支援します。

5 自然とのふれあいの場の確保

気軽に自然とふれあうことのできる場を確保するとともに、自然環境に関する学習等の機会を増大します。

緑の 復元・再生

6 自然環境の復元

多様な生物の生息、生育空間の形成や、地域特性に配慮した緑化の推進により、豊かな自然環境を復元します。

7 環境共生型まちづくりの推進

既存の自然環境を継承するとともに、住宅地等の緑のリサイクルを進めるなど、環境共生型のまちづくりを展開します。

8 伝統的な風景の再生

田園景観や甲州街道沿いの歴史的景観、青柳崖線の特徴的な景観、雑木林をはじめとする武蔵野の風景等の再生を進めます。

緑の 創出・向上

9 公園緑地の整備

市民の健康づくりやレクリエーション活動を推進するとともに、安全に暮らすことのできる公園緑地の確保に努めます。

10 緑のネットワーク整備

限られた公園緑地を効果的に活用するために、公園間を結ぶ緑のネットワークを整備し、公園緑地の利用環境を高めます。

11 市街地の緑化推進

都市環境の向上に向け、民有地や主要な施設での緑化を推進していきます。

12 民有地緑化に対する支援

市街地の大部分を占める民有地の緑化を促進するため、市民や事業者等に対し、助成や適正な指導を図っていきます。